

第1章

互いを認め合う、 ふれあいのまちづくり

【基本方針の概要】

- ✓互いを尊重し、認め合い、幸せに住み続けられる、人権と平和が根づくまちづくり
- ✓誰もが個性や能力を発揮し、共に生き、支え合い、ふれあうコミュニティづくり
- ✓市民と行政が互いに成長していく協働のまちづくり

節		SDGs17のゴール
第1節	人権尊重・平和	       
第2節	男女共同参画	    
第3節	コミュニティ・市民協働・移住定住	 
第4節	国際交流・多文化共生	  

第1節 人権尊重・平和



【現状と取り組むべき課題】

- ・本市は生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づく人権尊重のまちづくりを基礎としています。
- ・平成28年に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権三法を踏まえ、市民一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深め、「差別をしない・させない」実践力を培うことが必要です。
- ・各文化センター・児童館は、市民に開かれた人権に関わる活動・交流拠点としての役割を果たしてきましたが、より広い範囲の市民の利用促進による活動の活性化が必要です。
- ・世界恒久平和の実現に向けて、平和祈念式典などの平和事業や市民主体の平和活動を促進し、市民に平和への想いを発信していくことが必要です。

【施策の方向性】

豊かな人権感覚を育み、差別のない人権尊重のまちづくりを推進するため、人権三法を遵守し、人権教育・啓発の推進と相談体制などの充実、法律制定の要請に努めるとともに、市民や企業、地域団体などの主体的な取り組みを促し、支援します。また、各文化センター・児童館の利用促進や人権研修への参加を呼びかけ、人権意識向上を促進します。また、「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、啓発及び学習機会の提供により、世界恒久平和への想いを発信し、市民の平和意識向上を推進します。

- 1 人権の保障
- 2 人権教育の推進
- 3 平和活動の推進

【具体的施策】

1 人権の保障

人権啓発活動の充実

取組主体：行政

インターネットなど新しい情報発信手段を有効活用しながら、人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の周知などを行うとともに、人権啓発活動やイベントなどの充実により、人権を尊重する意識の啓発を図ります。

市民活動の支援

取組主体：協働

人権啓発活動に取り組む市民組織の主体的な活動を支援します。

地域における人権・コミュニティ活動の推進

取組主体：協働

文化センター・児童館を「人権を守り育むコミュニティ拠点」と位置づけ、事業・人員などを集約するとともに、各地域の実情に応じた市民参画による取り組みを推進します。

人権侵害の救済と擁護の推進

取組主体：協働

部落差別をはじめ、いじめや虐待、SNS による誹謗中傷など、人権侵害事案の救済制度について、市民団体や他の自治体、各関係機関との連携により、国に対し、実効性のある法律の制定を要請します。

2 人権教育の推進

学習機会の充実

取組主体：**行政**

人権に関する学習機会や情報の提供、講師の派遣など、市民が人権について学ぶ学習機会の充実を図ります。

3 平和活動の推進

平和意識の啓発

取組主体：**協働**

平和の大切さを訴える催し物やその広報を通じて、平和意識の向上を図ります。